

# 卷頭言

## 協同組合運動の大連合を

富沢 賢治(協同総合研究所・副理事長)

2002年、ILO(国際労働機関)の第90回総会は「協同組合の振興に関する勧告」(6月20日)を決議し、つぎのような斬新な社会観を示した。「地域社会の社会的・経済的ニーズにこたえるために、協同組合を含む独自の経済セクターを確立し拡大させることが必要である。」「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

2009年、国連総会決議「社会開発における協同組合」は、2012年を国際協同組合年と宣言し、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」した。

2013年、国連は、各国における社会的セクターの拡大強化をめざして、社会的連帯経済促進委員会を設置した。

新自由主義路線を進む日本政府は、このような国際的な動向に背を向けて、協同組合の独自性を軽視し、営利企業セクターへの協同組合の取り込みを図ろうとしている。その典型例は、このたびの政府与党による

農協改革案に見られる。この改革案は、協同組合運動全体に対する政府の挑戦である。

日本の協同組合陣営は、2013年3月、2012国際協同組合年全国実行委員会の解散に伴い、後継組織として国際協同組合年記念全国協議会(略称、IYC記念全国協議会)を設立した。

その規約によれば、「この協議会は、2012国際協同組合年全国実行委員会が掲げた目的を承継し、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、異種の協同組合が連携することにより新たな価値を生み出し、もって、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする」。

そして、「協同組合を発展させるために基本的な考え方や方針を明らかにさせるよう、政府に働きかける」ことを第一事業に位置付けている。

「協同組合を発展させるために基本的な考え方や方針を明らかにさせるよう、政府に働きかける」ためには、協同組合憲章草案を活用する必要がある。

日本の協同組合陣営は、2010年に2012国際協同組合年全国実行委員会を結成した。

その第1回委員会で私は、「国連が掲げる3目標(協同組合の認知度の向上、協同組合運動の成長、政府の協同組合政策等の確立)を達成するために、協同組合運動の基本的なあり方を示す『協同組合憲章』の草案を策定し、協同組合憲章の制定を政府に働きかけてはどうか」と提案した。

経営者は日本経営団体連合会、労働者は全国労働組合連合、日本労働組合連合会と、それぞれナショナルセンターを組織している。しかし、協同組合陣営はいまだに強力なナショナルセンターを組織していない。国際協同組合年を契機に、農協、生協、労働者協同組合、協同組織金融機関などと縦割りになっている各種協同組合の結束を図り、協同組合のナショナルセンターを組織する必要があると、私は考えていた。

2011年1月に私を委員長とする協同組合憲章検討委員会が設立され、1年間の審議を経て協同組合憲章草案が策定された。2012年1月に全国実行委員会はその草案をもって政府等に協同組合憲章の制定を求めることを確認した。各協同組合の全国組織の会長・理事長は、直ちに(2012年1月)、官房長官と直接面談し、憲章草案を示し、政府としての協同組合憲章を制定するよう求めた。

この協同組合憲章草案は、現代日本における協同組合運動の意義を明らかにしたうえで、政府が協同組合政策に取り組むにあたって尊重すべき5つの原則を明示し、その原則をふまえて政府がとるべき協同組合政策を、さらに具体的なかたちで10項目に

わたって要請している。

原則に関する文章のポイントは、私なりに解釈すれば、以下のようなである(原文については、2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章[草案]のめざすもの』家の光協会、2012年、参照)。

「政府は、協同組合政策に取り組むにあたって以下の原則を尊重すべきである。

#### (1) 協同組合の独自性

政府は、協同組合にさまざまな政策を適用する際、営利企業と異なる協同組合の独自性に留意する。

#### (2) 協同組合の設立の自由

政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

#### (3) 協同組合の自治と自立

政府は、協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視する。

#### (4) 地域社会の持続的発展への貢献

政府は、地域社会の持続的発展に貢献する協同組合の役割を重視する。

#### (5) 社会経済システムの有力な構成要素

政府は、セクター公的部門と営利企業部門だけでなく、民間の非営利部門の発展に留意する。」

協同組合憲章検討委員会の委員であった岡安喜三郎氏(協同総合研究所・理事長)は、「協同組合憲章は、高校生が読んでも理解できるような文章でなければならない」と主張していた。原則に関する上記の文章は、岡安氏の要望にこたえたものである。

この5原則は、各種協同組合が結束して政府に対応するさいの基本的な旗印になります。大いに活用していただきたい。